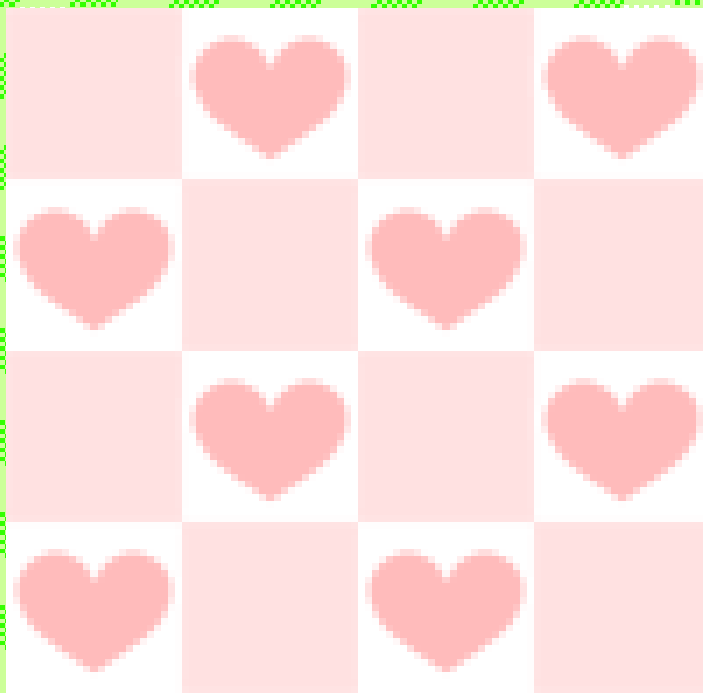


協働のまちづくり指針



美 唄 市

はじめに

本市では、急速な少子高齢化の進展と同時に財政が悪化し、地域においては、ますます課題が多様化する状況にあり、市民生活のすべてのニーズに対して、行政だけで公平で均一的な公共サービスをきめ細かに提供していくことが困難な社会経済情勢に直面しています。

一方、市内では、ボランティアグループやNPOなど、責任を持ってまちづくりの一翼を担える市民活動団体ができてきています。このような団体は、公共サービスの担い手として大きな潜在能力と可能性を持っています、

行政の役割は、新たな公共サービスの担い手として自治会・町内会や市民活動団体と協力して、ともに地域の課題を解決していくしくみをつくることにあると考えています。

この指針は、平成18年2月に市民の皆さんとともに策定した「美唄21世紀まちづくりプラン（第5期美唄市総合計画）後期基本計画」におけるテーマのひとつである「自立と協働のまちづくり」を具体的に進めるための方向性をまとめたものであり、制定を予定している「美唄市まちづくり基本条例」とともに、美唄らしい協働のまちづくりを進めるためのスタートラインとなるものです。

「自立」と「協働」は、不可分に結びついています。この指針を生かして、協働の実践を積み重ね、行政自身が自己改革を進めると同時に、市民の皆さん、市民活動団体、企業などの多様な主体が自主的、自発的に地域の解題解決に取組み、ともに協力し、活力ある自立したまちの実現を目指していきたいと考えております。

美唄市長 桜井 道夫

協働のまちづくり指針

目 次

1	いまなぜ協働のまちづくりか	1
2	協働のまちづくりで何が変わるのか	2
3	協働とは	2
4	協働にふさわしい領域	4
5	協働の多様な担い手	6
6	コミュニティづくり	7
7	行政が果たす役割	9
8	市民に期待される役割	10
9	協働事業のしくみ	12
10	人材育成	16
	<参考> 美唄市における協働の事例	18

1 いまなぜ協働のまちづくりか

時代の変化に対応した新たな自治のかたち

わたしたちの住む美唄のまちでも、核家族化や生活様式の変化とともに、隣近所同士のつきあいが少なくなり、「心のふれあい」や「助け合い」が薄れていくことにより、これまでの住民や地域が主体的に担ってきたまちづくりのしくみが次第に失われていく心配があります。

全国的にも、このような背景で、行政への依存傾向と行政の肥大化を招いてきました。

価値観の多様化・複雑化、少子高齢社会の進行、社会の成熟化とともに、様々な社会経済構造が大きく変化していく中で、活力ある地域社会を維持していくためには、これまでの地域づくりの方法や行政運営のあり方を見直し、わたしたち自身が新たな自治のかたちを生み出すことが必要となっています。

市民と行政が一緒に考え決定していくしくみ

地方分権の進展により、地方自治体の権限が拡大し、自主的なまちづくりが可能となる一方で、活力ある個性豊かな地域づくりをするためには、どのようなまちづくりをしていくのか、自ら選択し、自ら責任を持つことが求められています。

また、市民ニーズや生活様式の多様化・高度化・複雑化が進む中、行政だけで、きめ細かな公共サービスを提供することは、事務量的にも財政的にも、限界がきている現状にあります。

基礎的な社会資本がある程度整備されつつある今、市民の意向を尊重し、市民満足度の高いまちづくりを進めるためには、市民からの要望に応えていく受け身の行政から、市民と行政とが一緒に考え決定し、ともに行動する積極的な行政に転換していくことが重要になっています。

まちづくりへの参加意欲の高揚

ボランティア・NPO*などの市民活動に見られるように、市民自らがまちづくりの主体として、様々な知恵や力を身につけることにより、問題を解決することに喜びや満足感を実感したり、一人ひとりを大切にすることがまち全体を大切にすることにつながっていくというような「まちづくりに参加したい」「自分らしく生きたい」という市民意識の高揚が見られるようになってきています。

また、魅力あふれるまちをつくるためには、「地域の特性を活かしたまちづくり」や「地域を知り、地域に愛着を持つ住民によるまちづくり」が必要になっています。

以上のことから、これからのまちづくりには、市民と行政が、ともに考え、ともに協力しながら取り組み、成果と責任を共有し合う、「協働のまちづくり」が必要であると考えられます。

*NPO：Non-Profit Organizationの略。民間の営利を目的としない団体。福祉や環境、文化などの分野で、公共サービスを提供する役割を持ち、これからのまちづくりを担う存在として期待されている。

2 協働のまちづくりで何が変わるのか

市民満足度を高め地域力*を高めること、新たな自治の実現を目指すことが、協働のまちづくりの目的です。

公平・効率を求められる行政や、利益をあげることが求められる企業だけでは、多様化・高度化・複雑化する住民ニーズに応えることが難しくなっているため、協働のまちづくりを進めることで、地域が持つ潜在力を引き出し、きめ細かな公共サービスの提供が可能となります。

3 協働とは

かつて、わたしたちの地域社会には、人々が力を貸し合い、足りないところを補い合う「共助」の精神がありました。しかし、競争原理が優先され、勝者が生き残る経済社会の中で、この「助け合い」の精神は失われようとしています。

今、わたしたちのまわりには、一人では解決できない多くの課題（困りごと）があります。もう一度、失われようとしている「助け合い」の精神を思い返し、市民（自分・地域・企業）、行政のそれぞれ優れたところを尊重し合い、協力して行動していくことが求められています。

また、今後のまちづくりにおいては、その成果についても共有するとともに、それをもとに評価し、より高い段階を目指していくことが必要となってきます。

参加と参画

「参加」は、個人が責任を持って、組織の企画立案やその実施あるいはその評価について意見を述べ、行動に加わることといえます。責任を持つためには、一定の学習も必要となります。

最近では「参画」という言葉を用いる場合が多くなっていますが、これは「より主体的にかかわり行動すること」を指し、「参加」の一部と考えることができます。

協働

「協働」という言葉は、1970年代のアメリカで「地域住民と自治体職員とが共同して自治対政府の役割を果たしていくこと」をひと言で表現するために造語された

「coproduction」（co「ともに」、「productin」（つくる）」が語源であるといわれています。

美唄市において「協働」とは、「市民一人ひとりが生き生きと活動でき、日々の暮らしに喜びを実感できるまち（美唄21世紀まちづくりプラン基本構想）」を目指すという観点から、「個人、団体、企業など市民が相互に、あるいは市民と行政がそれぞれの持つ特性を活かしながら、課題（困りごと）の解決に向けて補い合い、協力し合うこと」と定義することとします。

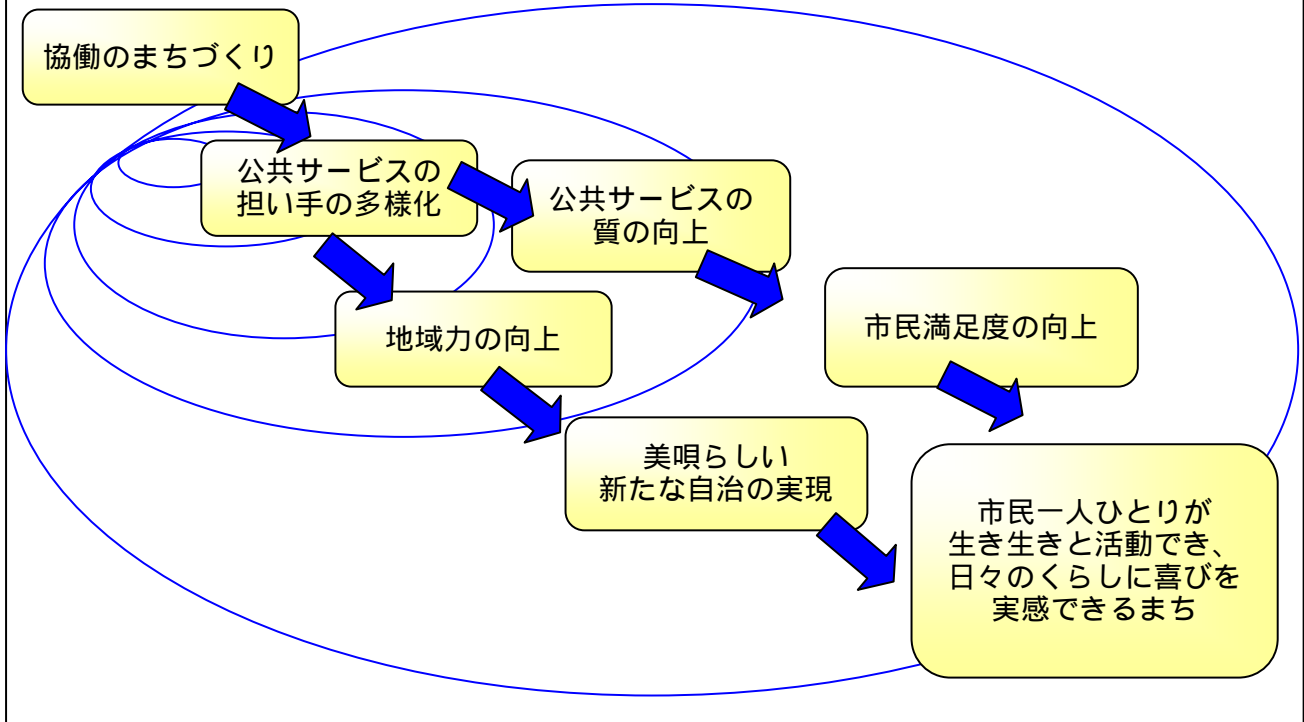
「参加」は、誰にでも可能で、権利として保障されるべきものですが、「協働」は相手がいなければ成り立たず、協働するかどうかは個々人や組織の判断次第であって、権利として保障するものではなく、当然のことながら、義務として強制されるべきものでもありません。

「協働」には、「参加」や「参画」の土台が欠かせません。「参加」や「参画」は「協働」を支え、その質を高めるということもできます。

今後、行政は「市民へ一方的に事業を依頼し、サービスを提供するといった一方通行的な関係」から「お互いの立場をともに理解し合い、尊重し、対話を通じて共通の目的を達成する双方向の協働関係」を目指すことが必要であり、「ともに学び、考え、ともに行動する」ことが望まれます。

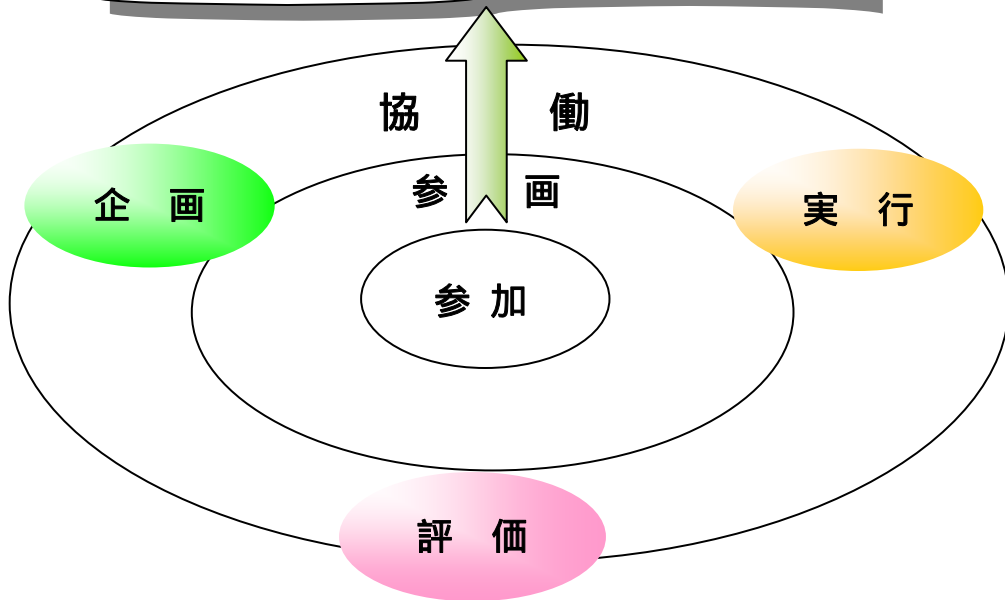
*地域力 地域の持つ資源、安全・安心の環境、子育て・教育環境、公共マナーやまちづくりに対する住民意識など、あらゆる分野でより高いレベルを目指しながら、地域の魅力や良好な環境をつくり、築き上げることによって培われる地域の力。

協働のまちづくりの効果



参加・参画・協働のイメージ

ともに学び、考え、ともに行動する



炭鉱時代の地域づくり

戦後、美唄の炭鉱住宅街では、地域をあげて生活環境改善の気運が高まった時期がありました。「三井美唄鉱では24年から全山緑化計画に着手し、翌年から街路樹の植樹や芝生の造成が本格化し、主婦会が呼応して炭住街の美化運動を始めている。各炭鉱の主婦会・婦人会の活動は、多岐にわたったが、27年ころから生活改善運動が各山で活発に行われた。」（「美唄市百年史」）女性が積極的に地域づくりに「参画」した様子が伺われます。

4 協働にふさわしい領域

「公共」の見直しから考える

これまでは行政が「公共」の領域のすべてにわたって公平で均一的なサービスを提供してきました。しかし、現在の社会は、一定水準の基本的な行政サービスを提供する基盤の整備が終わり、地域や課題の特性等を十分踏まえながら、より多様なニーズにきめ細かく対応することが必要な時代になっています。

一方、公的なサービスの提供には、民間が主体となって行うもの、行政が主体となって行うもの、市民と行政が協力して行うものがあり、それぞれの領域は時代によって変化していくものです。

そのため、協働にふさわしい領域としては、例えば右ページのようなものが考えられますが、あらかじめ固定的に考えるものではなく、社会の変化や市民ニーズに合わせて、柔軟に考えていくべきものです。

また、協働の場面は、様々な段階があり、行政の関与のしかたや程度も多様です。実験、検証を経ながら、協働にふさわしい領域を考えていく必要があります。

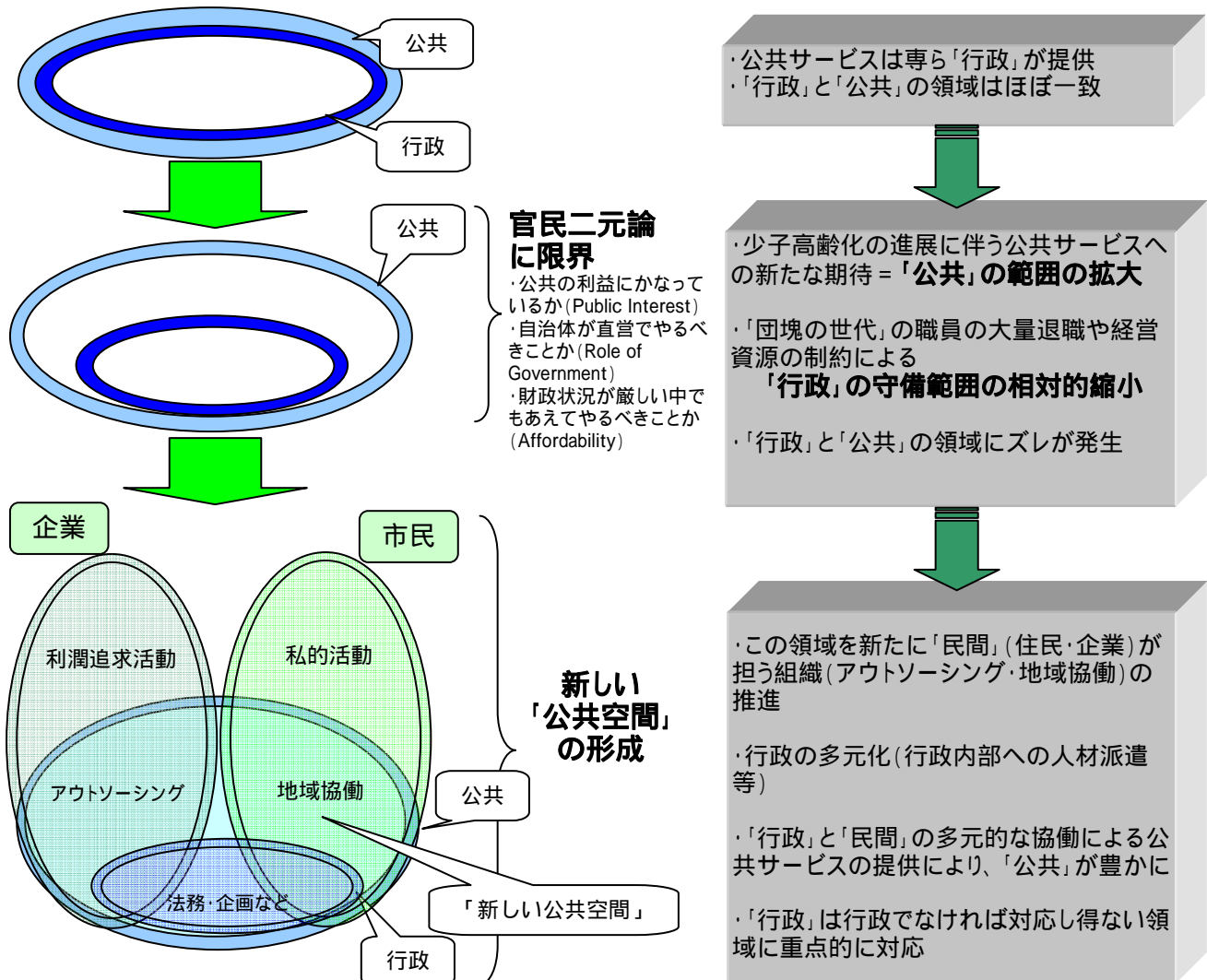
これらの領域を担っていく主体は、地域や課題の特性などに柔軟あるいは専門的に対応できる市民活動団体やNPO、自治組織及び地元企業などが適しており、行政との協働により、課題へのより効果的な対応が期待できます。

宗教活動、政治活動、選挙活動、公益を害するおそれのある活動は、行政が協働する領域から除かれます。

<参考>

新しい「公共空間」の形成のイメージ

「分権型社会における自治体経営の刷新戦略」(H17年3月 分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会報告書)より



協働にふさわしい領域の例

地域ごとのきめ細かい対応が必要な領域

子育て支援

高齢者介護
支援

地域社会との密接な連携が必要な領域

防災・防犯

ごみの減量
・リサイクル

自然保護

景観づくり

道路や公園
などの管理

公共施設
の運営

地域での
イベントの
企画・開催

青少年の
健全育成

専門性が求められる領域

芸術・文化

ICT*

環境保全・
省エネルギー

市民の主体的な活動と全市的な連携が求められる領域

平和・人権

国際交流

男女共同参画

など

*ICT Information and Communications Technology の略。IT（情報通信技術）とほぼ同じ意味で使われるが、コミュニケーションを重視した「ICT」が国際的に定着しつつある。

5 協働の多様な担い手

協働の担い手となるのは、次のような人たちです。

市民活動団体

ボランティアグループ、NPO、各種団体（様々なテーマを持ってまちづくりに関わる活動を行う団体で、以下これらの団体を「市民活動団体」といいます。）は、社会の変化による新たな課題に対して、独創性・先駆性、専門性、柔軟性・機動性を持って対応できるという優れた特性を持ち、きめ細かいサービスを提供できる存在です。

性格が異なる組織同士が協働を進めるためには、目的を共有し、お互いの組織の特性を理解し、特性を活かせるような協働が必要となります。

自治会・町内会

自治会・町内会は、今まで地域社会において、様々な問題に対処したり、良好な環境を維持したり、地域の人々の親睦を図るなどの役割を果たしてきました。

近年、防犯・防災、地域福祉、ごみの減量化などの、地域社会との密接な連携が必要な課題が、市民生活の高いニーズとなっています。

これらは、主として地域における継続性や総合性など、優れた特性を持つ自治会・町内会と連携して担っていくことが必要です。

また、自治会・町内会は地域の中の市民活動団体と協力して地域課題に取り組んでいくことも大切です。

企業

民間事業者は、それぞれの地域社会の中で「企業市民」として位置づけられ、ともに公共を担う「市民としての役割と責任」があると考えられます。

企業は、社員ボランティアなどにより市民活動を支援したり、企業の持つ専門的技術力を地域社会に還元するなど、経営資源を活用した活動を展開し始めています。

このような社会貢献活動、公益活動との協働は、今後、積極的に進められる必要があります。

学術研究機関

大学や研究機関などは、専門家、研究家の集団であり、様々な研究成果が新しい価値を生み出し、組織や地域を変えていきます。産学官連携による新しいビジネスの育成などもその一つの事例です。

また、大学では、近年、市民に学ぶ場を提供し、研究者だけでなく学生と市民との交流も進められています。

行政

行政は、多数を対象とした公平性、画一性を重視した平均的・均質的サービスを提供してきましたが、行政が公共サービスを一手に引き受け、提供した時代は終わりました。

市民ニーズの多様化・高度化・複雑化や地方分権の進展などにより、行財政改革をさらに進めていく必要があるため、協働により、市民サービスの質を高めるとともに、これまで手が届かなかった範囲については、行政以外の担い手同士の協働によるサービス提供に委ねることなども必要となってきています。

6 コミュニティづくり

地域型コミュニティと目的型コミュニティ

平成7年の阪神・淡路大震災では、ボランティアを中心とする非営利の市民活動団体が迅速な対応を行い、被災市民の救援活動を通じてその機動性、柔軟性を発揮し、それまでの公共サービスの隙間を埋める役目だけにとどまるものではないことが、強く認識されるようになりました。

こうした経験から「もう一つの公共の担い手」としてボランティア・市民活動団体がクローズアップされるようになりました。

このような動きを受け、平成11年に特定非営利活動促進法（NPO法）が制定され、市民活動団体が自主的、自発的な活動を多彩に行うようになりました。

NPOなどの特定の目的や使命を達成するために活動する組織のことを、自治会・町内会を中心とする「地域型コミュニティ（地縁組織）」に対して、「目的型コミュニティ（志縁組織）」と呼ぶことがあり、6ページの「市民活動団体」とほぼ同じと考えたいと思います。

地域型コミュニティ（地縁組織）

地域では、昔から相互扶助機能を持ち、葬儀・子育て・介護などお互いに助け合い、支え合って社会を形成してきました。

地域の一員としてお互いが快適に暮らすため、美化の習慣、環境の保全、景観の保持などについての暗黙のルールやしきみが、ごく普通に機能していました。

しかし、時代の変化とともに公共空間の管理をはじめ、地域の課題解決についての行政への依存傾向が強まり、その結果、地域で培われてきたルールやまちづくりのしきみも、その機能を弱めていきました。

阪神・淡路大震災では、地域力のあった地縁組織が助け合いの精神で、被災者も含めて活動した地域は、災害復興が早かったといわれ、防災をはじめ防犯、地域福祉、ごみの減量化など、改めて地域型コミュニティの役割が見直されています。

目的型コミュニティ（志縁組織）

目的型コミュニティ（志縁組織）は、個人の志・使命を社会的な力にした組織で、地域に根付いたボランティアグループ、課題によって結びついているNPO法人、また、政策提言機能や市民活動への支援機能を持つ専門的な組織などもあります。

2つのコミュニティの連携

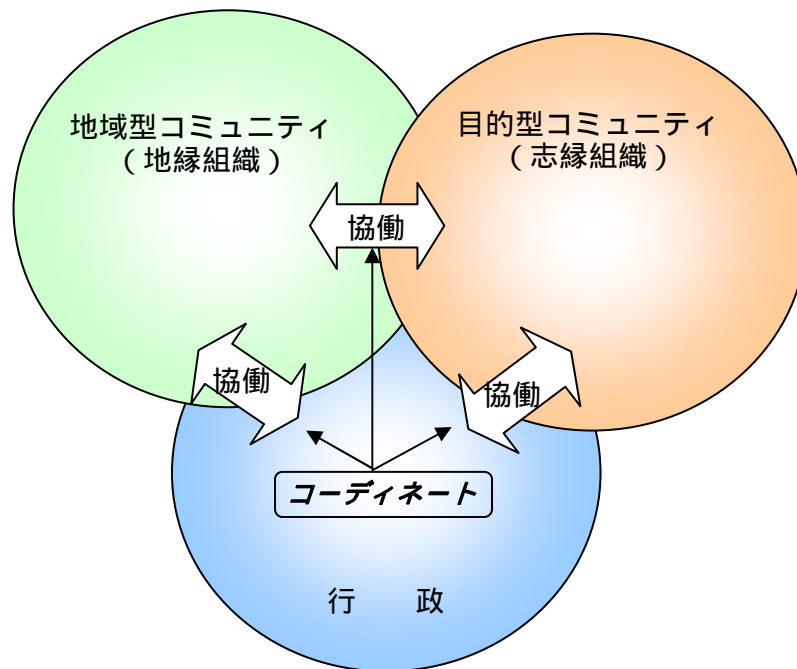
地域型コミュニティと目的型コミュニティは、目的が違うわけではなく、むしろこの二つが連携することで、より多様で効果的なまちづくりが可能となります。また、住民が参画できる窓口もさらに広がります。

地域型コミュニティは、住民有志のグループ・NPO法人・ボランティアグループなどと連携することで、その機能をより発揮することが期待されます。

目的型コミュニティは、地域や住民の理解と協力のもとに、活動の輪を広げ、その社会的使命をより高いレベルで目指すことが期待されます。

また、この二つのコミュニティの連携に際しては、行政がコーディネートすることにより、最適な組合せの実現や協働のきっかけづくり、効果的な活動の展開などにつなげていくことも大切であると考えられます。

2つのコミュニティの連携とコーディネート



< 協働の原則 >

対等の原則

上下関係ではなく、お互いの立場を同等として認め合い、尊重し合う関係です。

自主性・自立性の原則

もたれ合うのではなく、お互いが自己責任・自己決定のもとに支え合う関係でなければなりません。

相互理解・説明責任の原則

立場の違いを前提にして、お互いの立場を理解し、協力し合わなければなりません。

話し合いの原則

一方的に押しつけるのではなく、お互いが話し合って進めます。

情報共有の原則

お互いが持つ情報を公開し合い、情報を活かしながら進めます。

学び合いの原則

お互いが学び合い、それぞれが育つことを目指します。

目的共有の原則

何のために協働するのかをお互いに確認して進めます。

公開の原則

透明で開かれた活動となるよう、取り組み内容はみんなが知ることができます。

発議自由の原則

お互いが自由に提案することができます。

7 行政が果たす役割

新たな地域経営

協働のまちづくりは、市民の自治活動を推進するだけでなく、行政の組織自体も変えていくことになります。

これまで、公共サービスの多くの部分を行政が担ってきましたが、協働のまちづくりを進めていくことにより、「行政運営」から「地域経営」の視点に変換し、組織もそれに対応できる体制に変えていく必要があります。職員も研修、実務などを通じて、意識と能力を向上させていく必要があります。

情報の共有

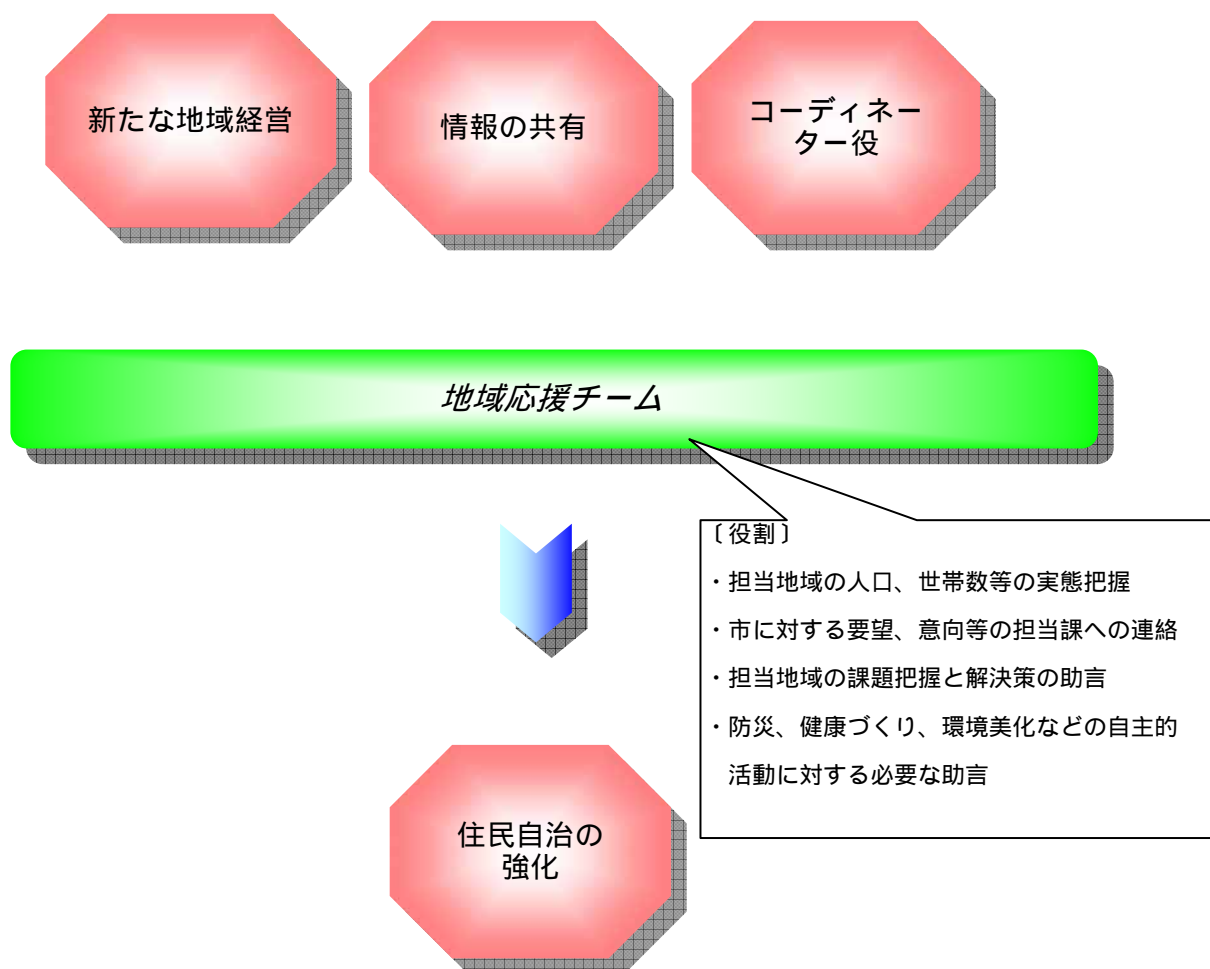
協働のまちづくりには、何よりも協働する者同士が共通の情報を持つことが必要です。したがって、行政は今まで以上に積極的に情報提供に努めていく必要があります。

また、市民の側も、市民同士や行政に対して情報を伝えていくことが求められます。

コーディネーター役

行政は、協働のまちづくりが広く展開されるよう、市民活動団体等への支援や、市民参加・参画が促進されるようなしくみづくり、さらには協働手法の開発、制度化を進めることで、協働のまちづくりのコーディネーターの役割を果たすことが必要です。

その一環として、職員による「地域応援チーム」をつくり、地域の困りごとを一緒に考え、解決していくこととします。



8 市民に期待される役割

社会貢献意識の向上

市民一人ひとりが「協働」の考え方を共有し、みんなの理解と思いやりのもとに、お互いが支え合う社会づくりに貢献することが期待されます。

自発的かつ自然体でまちづくりに参画でき、自己実現を図ることのできる環境を、ともに築いていくことが大切であり、自治活動や市民活動への理解と連携を深め、まちづくりに積極的に参画することが望まれます。

自治組織としての役割

自治会・町内会などの自治組織は、住民の親睦融和を図るとともに、防災・防犯・福祉・環境など住民共通の課題の解決のため、これまで培われた活動のノウハウや地域固有の視点を活かし、地域住民の基盤的な団体として、まちづくりを担うことが期待されます。

そのため、市民活動団体への理解と連携を図るとともに、市民活動のステージとしての地域環境づくりや青少年の地域活動への参画促進、世代間交流の取り組みなどにより、住民自治を充実させることが望まれます。

市民活動団体としての役割

市民活動団体は、自立と自己責任のもとに、専門性・先駆性・機動性を発揮し、まちづくりに積極的に参画し、自治組織（地域型コミュニティ）や他の市民活動団体（目的型コミュニティ）と協働・連携することによって、その活動内容や機能を高め、社会貢献活動を担い、個人の自己実現や社会参画のきっかけを提供する役割が望まれます。

企業の役割

民間事業者は、地域の一員として、また企業市民として社会貢献活動やまちづくりに積極的に参画することが期待されます。

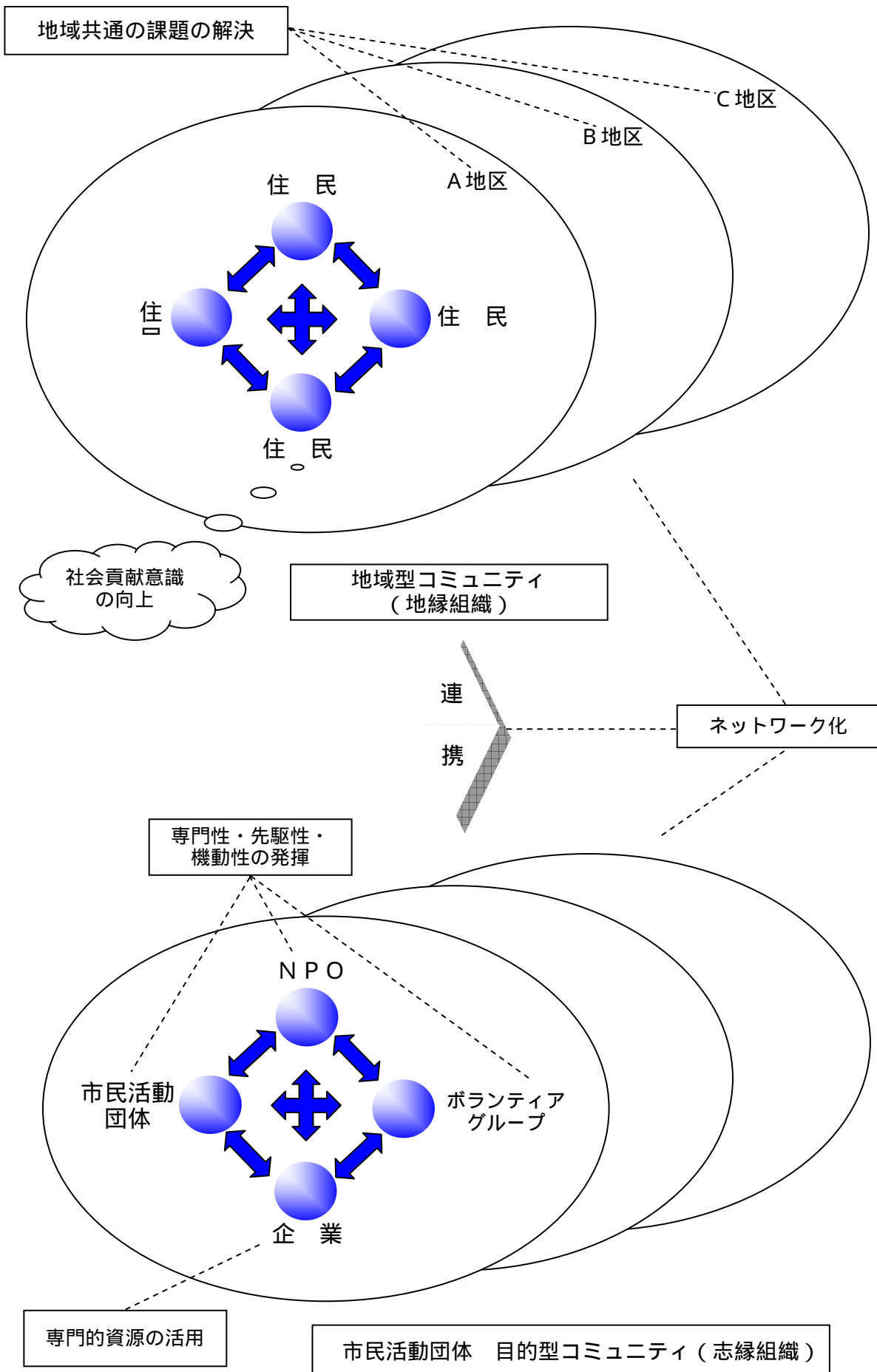
また、専門的で多分野にわたる資源を活かし、地域型コミュニティや目的型コミュニティの支援を行うとともに、コミュニティビジネス*を計画する個人・団体などに対して、育成機能を発揮することが望まれます。

大海の一滴

マザー・テレサが「大海の一滴でも、その一滴が無より必要なこと」と説いていましたが、これからは、地域やまち全体を活性化する上で、市民一人ひとりが無理をしない自然体でまちづくりの活動に何かひとつ参画することが大切なのだと思います。一人の力は小さなものかも知れませんが、たくさんの方が集まれば、大きな力になります。まさに「大海の水も一滴から」です。一滴、一滴が集まった静かなうねりがまちを変えていくのではないのでしょうか。

*コミュニティビジネス：地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取り組みのこと。地域での新しい課題解決のためのビジネスの場を形成することで、地域における創業機会、地域雇用を拡大する効果が期待されます。また、地域住民自らが主導し実践することによって、地域社会の自立・活性化、地域コミュニティの再生などの効果が得られると同時に、活動主体である地域住民は、社会に貢献しているという満足感や、やりたいことを実行するという自己実現の満足感、生き甲斐などが生まれます。

市民相互の支え合い



9 協働事業のしくみ

基本的な考え方

「協働事業」とは、協働によりさらなる効果が期待できる事業分野について、双方が互いを理解・尊重し、対等な関係のもとに、企画段階から参画し、目的を共有して、役割分担と責任を明確にしながら実施する事業です。その際、8ページに掲載した＜協働の原則＞に留意することが必要です。

協働事業のプロセスは公開して、説明責任を果たし、成果は評価の上、以後の事業実施に活かします。

協働事業の進め方

情報交換・意見交換から提案へ

市民（個人、自治組織、市民活動団体、企業）と行政の関係職員とが集まり、課題を共有するために、実際に動き出す前の段階から情報交換・意見交換を行うことは非常に有意義です。こうした協議を行うことは、市民の声が行政に届きやすくなることにつながり、意見が反映されれば、達成感を多くの市民が共有することになります。このことで、市民満足度は向上します。

市民が行政などと協働して進めることを提案した事業や行政が従来実施してきた事業の見直しを求めたもの（廃止を含む。）の提案は、市民の日々の活動の中から出てきたものであり、現場ニーズの現われです。

この際、市民からの提案がより有効なものとなるように、行政は参考となる資料や情報を積極的に提供します。また、行政は、意見を単に聴くだけでなく、提案に対する考え方や事業への反映などについて、丁寧に回答するようにします。

行政は、原則として、予算編成時期の前に市民に対し、必要に応じて提案の呼びかけを行います。市民も原則として、予算編成時期の前に、行政に対して提案を行います。検討に当たっては、「予算化＝事業化」と考えるのではなく、予算化を伴わなくても、担当課では、市民ニーズとしてとらえ、現行施策の中で活用するよう努めます。

情報交換・意見交換は、1回限りではなく、継続的に行うようにし、行政は、市民からの提案は組織横断的な課題に対して行われることが多いことに留意します。

「タテワリ」意識では、市民からの提案に十分応えられなくなります。

市民は、行政への一方向的な批判や要求を行うだけでなく、課題解決に向けて建設的な意見交換や提言を行うよう努めることが必要です。提案に当たっては、その提案に関して所属する組織のメンバーやボランティアなどから幅広く意見を聴いた上で提案するように努めます。

～ 審議会等への参画 ～

情報交換・意見交換のほかに、審議会、協議会、委員会などの委員として市民が計画策定や見直しに参画する方法があります。

地方自治法の規定により設置された審議会等の付属機関や要綱等で設置された協議会、委員会等において委員を選任する場合、関係する分野の団体を視野に入れて人選を検討します。

提案の合意

市民からの提案を受け、事業の目的や効果の検討をし、双方の合意が整えば、次に協働形態の選択（委託、共催、補助、後援、事業協力）と、協働相手の選択を行います。

事業実施

協働形態や相手方が決まると、合意に基づいた事業の実施に移ります。その際、役割分担と責任の確認が必要になります。

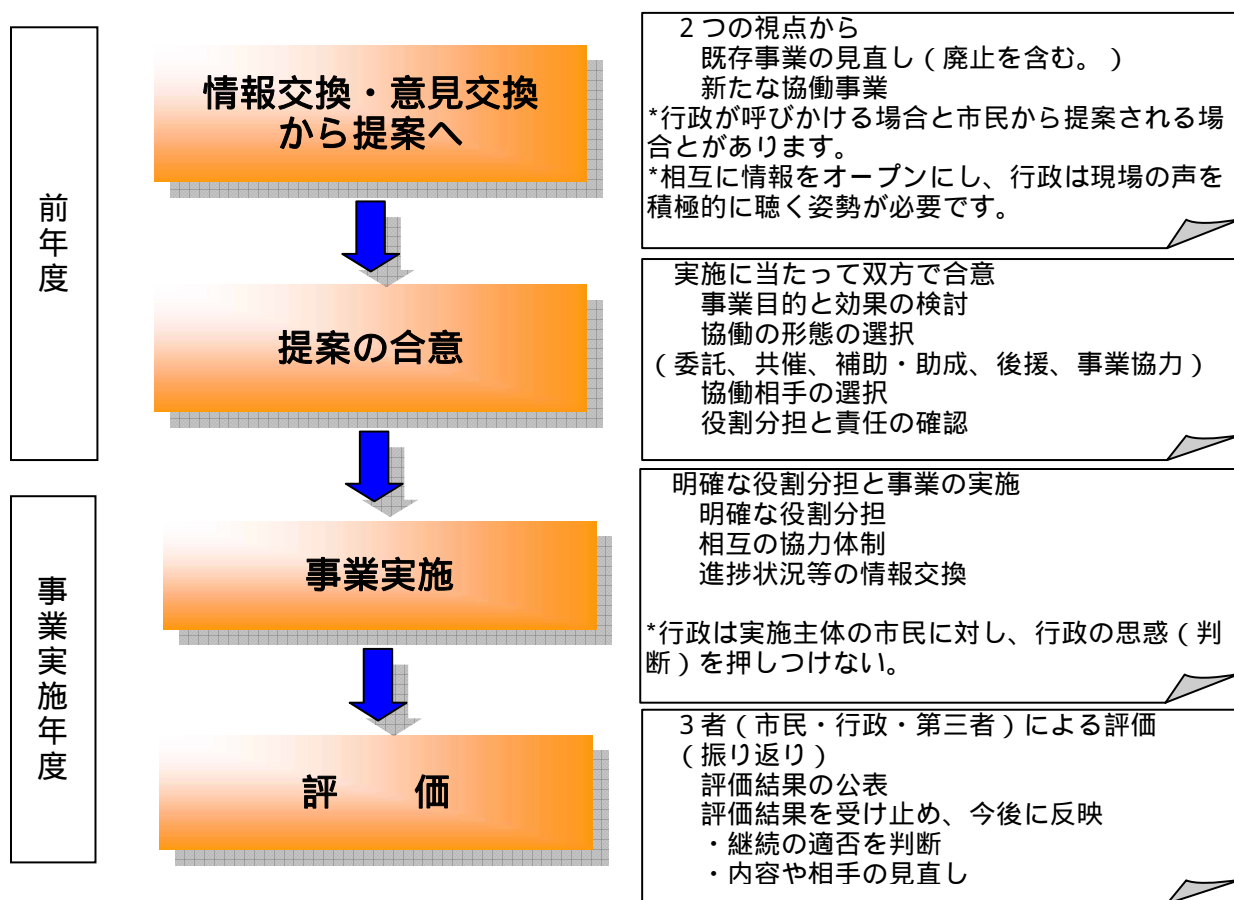
評価と反映

市民、行政及び第三者の3者による評価を行います。
また、事業の透明性と、より多くの市民の参加意欲を高め、次の協働をさらに効果的にするために、実施結果に加えて評価結果を公表し、市民の声を反映していきます。

評価結果は、それぞれが真摯に受け止め、今後に反映させます。

- ・ 協働事業の継続の適否
- ・ 協働事業の内容の見直し
- ・ 協働相手の見直し

協働事業の進め方



< 参考 > 協働事業の実施方法

委託	「委託」は本来行政の実施権限に基づき行われるべき事業ですが、委託先がその技術や専門性などの特徴を発揮されることができるよう、目的の共有や役割分担の確認などのプロセスを踏むことが必要です。
共催	「共催」は双方の発意に基づくものであり、「共同運営」と言い換えることもできます。そのため、形式的な共催とならないよう、それぞれの主体が高い対等性のもとに事業を実施することが必要です。協働事業として実施するためには、双方の役割分担・責任分担・成果の帰属等を明確にして合意することが必要です。
補助・助成	「補助・助成」は公益的な活動に対し、その活動の自主性を尊重し、自立化を促進するための配慮が必要です。そして、プロセスやお金の使途などへの透明性や事業効果などの公開制の確保が重要です。
後援・事業協力	「後援」はイベント等に賛同の意思を表明するとともに、主催者を支援をするもので、名義のみにとどまるものと、PR活動など実質的な支援を含むものがあります。「事業協力」は、主催者の自主性を尊重しつつ、人的又は物的支援を行う方法で、いずれも、双方の役割分担・責任分担・成果の帰属等を明確にして合意することが必要です。

協働事業の取り組み

協働協定書

協働に当たっては、異なる主体がお互い知恵を出し合い、相互理解のもとで目的を共有するなどの段階を踏んでいくことが重要です。

そのため、それらを確認する協働協定書を、当事者間で取り交わすことが有効です。

協働協定書は、原則として、協働の考え方により事業を実施する際に、事業目的や役割などを、仕様書を補足して共有するために締結することとなります。また、提案制度などにおいて、仕様の確定までの調整に日時を要する場合に、契約までの調整段階での基本的な事項を取り決めるために締結することもできます。

なお、協定書の契約としての効力については、双方にどのような債権・債務が生じるかなど、具体的に規定されている内容により決まります。

協働協定書（記載項目の例）

事業目的（期待する効果）
役割・費用・責任等の分担
事業実施の期間
事業実施の方法
知り得た情報の保護

評価システム

目的

協働事業の評価は、実践による経験を蓄積し、その後の協働事業に活かすとともに、協働事業の信頼性や、協働の当事者だけでなく、より多くの市民の参加意欲を高めるために行います。

評価の視点

協働事業の評価には、具体的なサービス内容に関する目標の達成度など事業そのものの成果に対する評価と、市民の参加意欲の高まりや相互理解が進んだかなど、実施プロセスを踏んだことによる効果に対する評価の2つがあります。

評価の主体と手法

協働事業には、当事者、受益者、市民、第三者機関等多くの評価主体があり、また評価の手法も、チェックシートの活用、アンケートの実施、市民モニター等からの意見聴取等様々な手法が考えられます。

評価項目

事業そのものの成果に対する評価項目については、事業の特性・形態により異なります。そのため、事業に応じた評価項目について、双方が協議して作成します。

実施プロセスの評価においては、事業実施段階に応じた評価項目によるチェックシートを活用することが有効です。

そして、チェックシートによる評価の結果は公開し、次の事業改善に反映します。

虔十公園林

宮沢賢治の童話「虔十公園林」は、小学校の隣の荒地に杉の苗を植えるという無私の行為が、子どもたちが楽しく遊べる公園林として結実した話です。地域づくりの隠れたキーパーソンの物語として読むこともできるのではないのでしょうか。物語は次のように結ばれています。

「全く全く、この公園林の杉の黒い立派な緑、さわやかな匂、夏のすずしい陰、月光色の芝生が、これから何千人の人たちに、本当のさいわいが何だかを教えるか数えられませんでした。

そして林は、虔十のいた時の通り雨が降っては、すき徹る冷たい雫をみじかい草にポタリポタリ落とし、お日さまが輝いては、新しい綺麗な空気をさわやかにほき出すのでした。」

協働を進めるための制度（例）

協働のまちづくり提案制度

行政協力隊 (公務の受託)

美しきまちづくりサポーター (ボランティアによる協働)

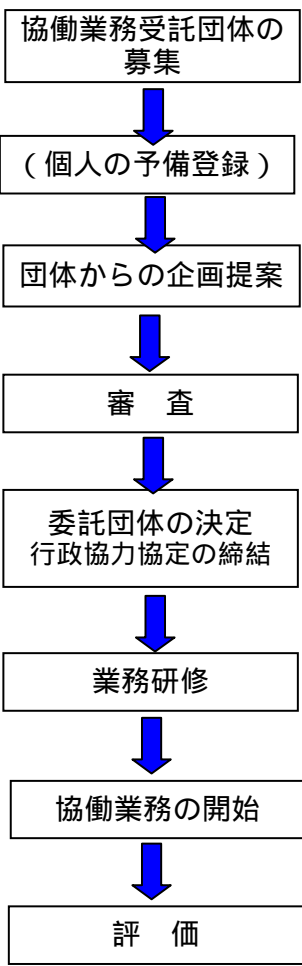
活動内容
市の業務の一部を自発的に担う。

対象業務（随時拡大）
公共施設の利用受付・案内業務等

対象者
ボランティア団体

事業実施方法
委託

事業の流れ



```

    graph TD
      A[協働業務受託団体の募集] --> B["(個人の予備登録)"]
      B --> C[団体からの企画提案]
      C --> D[審査]
      D --> E["委託団体の決定  
行政協力協定の締結"]
      E --> F[業務研修]
      F --> G[協働業務の開始]
      G --> H[評価]
    
```

活動内容
・身近な場所の美化活動を行う。
・ボランティアとして市の事業等に参加・協力する。

対象業務・施設
図書館
・児童図書案内
・読み聞かせ
子育て支援センター
・行事協力

ほか保健、福祉、環境、生涯学習などあらゆる分野

街区公園
・花壇づくり、草刈り
ごみ拾いなど

総合公園（東明公園）
・桜の木の手入れ、植樹

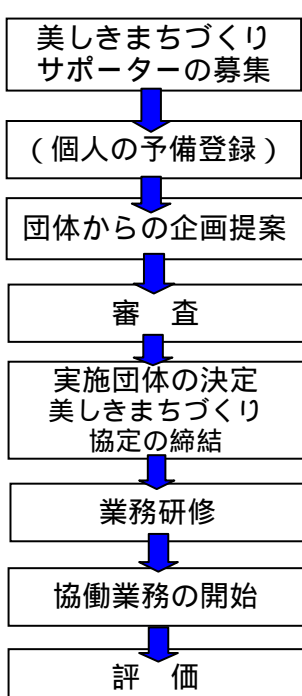
街路樹・植栽枿
・落葉拾い、花植えなど

その他の公共施設
・道路、河川

対象者
町内会・個人
ボランティア団体・NPO

事業実施方法
事業協力
(市は、資材、道具の提供等)

事業の流れ



```

    graph TD
      A["美しきまちづくり  
サポーターの募集"] --> B["(個人の予備登録)"]
      B --> C[団体からの企画提案]
      C --> D[審査]
      D --> E["実施団体の決定  
美しきまちづくり  
協定の締結"]
      E --> F[業務研修]
      F --> G[協働業務の開始]
      G --> H[評価]
    
```

10 人材育成

協働支援組織の育成

公的サービスの担い手となる市民活動などが活発化するには、市民、市民活動団体などを相互に媒介し、連携を促したり、自立や課題解決を支援するための情報や技能・技術・知識などの提供、さらには、市民活動全体の立場を踏まえて政策提言を行う機能が存在することが必要です。

このような機能を担う主体を「協働支援組織」と呼びます。協働支援組織は活動を通じて社会から信任を得ることが大切ですが、その育成のためには、道や教育機関などでの人材養成など、様々な主体による支援も必要です。

協働支援組織を社会全体で認知し、支援していくことが、市民活動が活発化していくことの支援や環境整備にもつながります。

なお、協働支援組織の機能と類型は、次のページのとおりです。

まちづくりマイスター登録制度の検討

市民活動団体等が抱える広報活動や組織運営、財務処理や労務関係などの運営上の課題に対して、市民の有する専門的技術・知識などを活かして、解決に導くための支援を行う「まちづくりマイスター登録制度」の創設について検討します。

次のような分野に関して、人材登録を行い、登録された「まちづくりマイスター」は、運営に課題を抱える市民活動団体等との橋渡しをし、市民活動団体等の自立や安定的運営を支援する役割を担います。

広報・企画・イベント運営
経営や規約制定等の組織運営
税務・会計等の財務事務
雇用・社会保険等の労務事務
NPO法人の設立支援

市職員の意識改革

協働を進めるためには、市職員も地域・社会的課題を市民の視点から考え、市民活動団体の活動内容・意欲・発想を理解し、これからの社会は行政と市民が手を取り合ってつくり上げていかなければならないことを理解することが不可欠です。

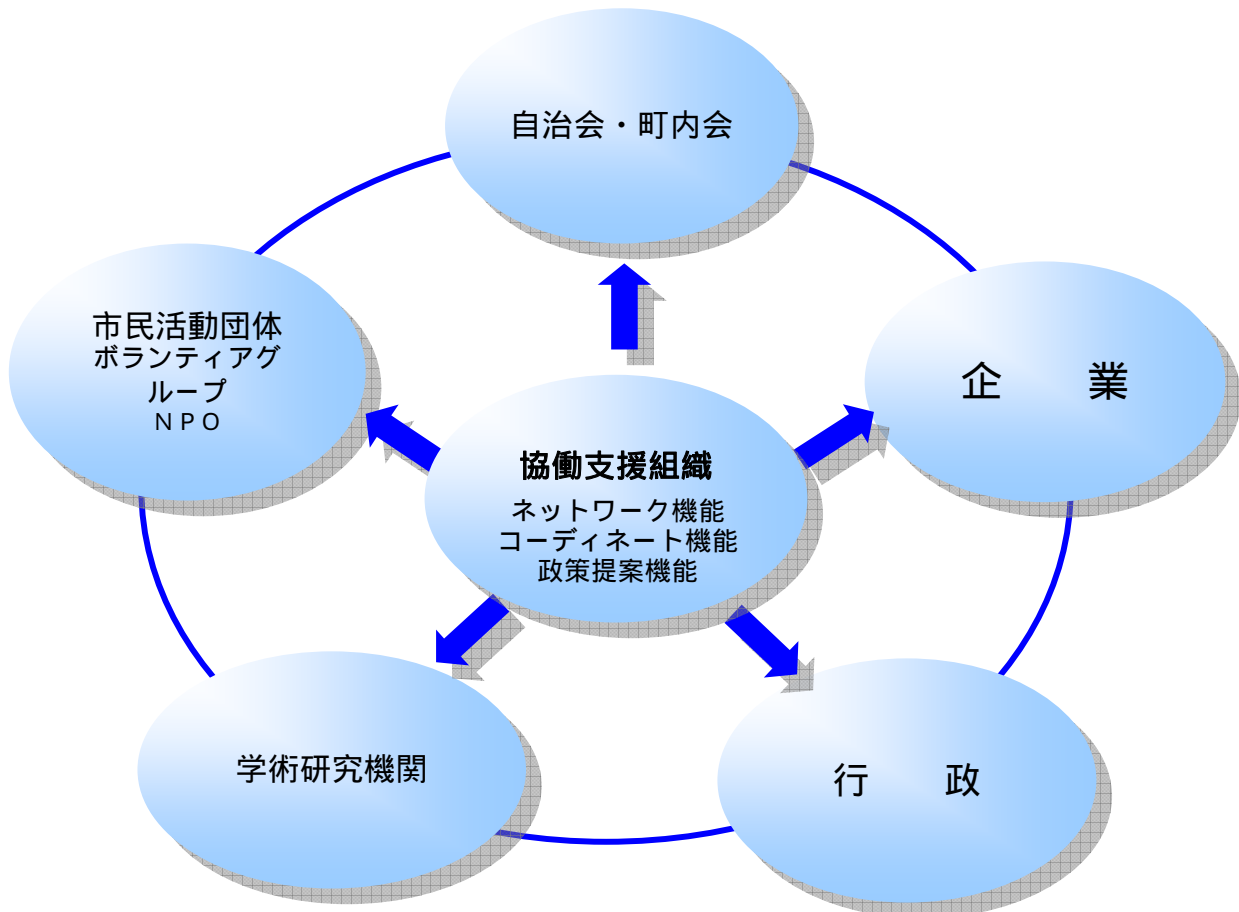
そのためには、協働や市民の活動に関する基礎的知識を身につけるだけでなく、直接現場に触れることで職員と市民が相互に触発され、市職員の意識を一層高めていくとともに、次のような職員研修において、協働が本市のまちづくりの基本であることを認識させ、意識改革が進むよう、内容を充実させていきます。

- 監督者研修 ～ 政策形成能力・管理能力など
- 中堅職員研修 ～ 法務能力・施策形成能力・対人能力など
- 新採用職員研修 ～ 課題発見・解決能力・情報化対応能力・対人能力など

協働支援組織の機能と類型

機 能	ネットワーク機能	協働支援組織の基本的な役割として、特定テーマや関連する情報の共有化や情報交換、課題解決への相互支援などがあり、個別の市民活動団体等のネットワーク化を図る役割があります。
	コーディネート機能	ネットワーク機能を活かして、市民活動と行政のつなぎ役、地域のまちづくりでの多様な主体間のつなぎ役などを実践しつつ、合意形成やマネジメントなどの協働の技能・技術を発揮します。市民活動や行政と連携して、コーディネート機能が社会的に認知される環境整備が重要です。
	政策提案機能	コーディネート機能を発揮する協働事業などに取り組みつつ、協働事業の枠組みの組み立て、協働にふさわしい業務委託方式のあり方、協働事業を促進する条例や指針などのしくみづくりなどの提案機能を持ちます。
類 型	総合型	まちづくり・環境・生涯学習などの多様なテーマで、比較的総合的な取り組みを実践している協働支援組織であり、多分野での専門家との連携が特徴です。市民活動と行政の間において、ネットワーク力、コーディネート力を活かした政策提案力の強さが持ち味です。
	テーマ型	自然保護・福祉・子育てなどの特定のテーマで活動する市民活動団体を支援する協働支援組織で、機動力と専門性の高さが特徴です。市民活動と行政の間において、ネットワーク力と政策提案力の強さが持ち味です。
	地域型	特定地域をフィールドに活動する市民活動団体を支援する協働支援組織で、農村部、住宅地、商店街などフィールドとしては多彩なものがあります。市民活動と行政との間において、地域でのネットワーク力とコーディネート力の強さが持ち味です。

協働支援組織の機能のイメージ



< 参考 > 美唄市における協働の事例

文化・交流活動	男女共同参画出前セミナーの開催 美唄市男女共同参画推進協議会と市との共催による実施 (H17.8.26 総合福祉センター 講師 札幌国際大学助教授 林 美枝子氏 テーマ 「医療におけるジェンダー問題」 参加者数 約60名)
	国際交流ミーティングの開催 市主催事業への、美唄市国際交流会、ソロプチミスト美唄などの参加・協力
	びばい駅美しき唄のまちライブ 市が主催し、美唄ミュージシャンズネットワークが企画・運営
	市民会館文化事業 美唄市民劇場が企画・実施し、市が補助により支援
	世代間交流 茶志内ふれあい広場実行委員会が子どもから高齢者までの世代間交流事業を実施
	思い出の炭鉱写真展の開催 びばい炭鉱の記憶再生塾と市の共催により開催

環境美化活動	東明駅周辺の清掃美化活動 東明駅ホームの草刈り、花壇づくりを東明町内会が実施
	市立病院の花壇づくり 花壇づくりを昭和町内会老人クラブが実施
	地域清掃遠足 峰延中学校が遠足をしながらごみ拾いを実施
	宮島沼の美化活動 宮島沼の会などが沼周辺のごみ拾いを実施
	ハーブ植栽による美化活動 美助っ人倶楽部がハーブ植栽による峰延地域の美化活動を実施
	中央公園周辺の美化活動 郵便局員が中央公園周辺のごみ拾いを実施
	東明公園の樹木手入れ活動 ボランティアグループ森会が東明公園の桜の木の手入れを実施
	東明公園周辺での植樹活動 桜ロードプロジェクト、専大学生がゆ～りん館敷地内にチシマザクラなどを植樹

計画・条例策定	自立推進計画・総合計画策定 まちづくり委員会からの提言に基づき策定
	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 策定委員会からの提言に基づき策定
	障害者福祉計画 障害者福祉計画策定委員会への公募委員参加
	まちづくり基本条例制定 わたしたちの自治検討委員会への公募委員参加
	安全・安心なまちづくり条例制定 生活安全協議会への公募委員参加

保健・福祉活動	上・西美唄健康まつり 血液検査、体力測定などの健康づくり活動を実施
	福祉スポーツ大会 大会運営をボランティアが実施
	びばいっ子フェスティバル 親子、子ども同士の交流を図ることを目的に、実行委員会が主催
	除雪ボランティア 南美唄地区育成協議会が独居老人宅の除雪ボランティアを実施
	せわずき・せわやき隊 地域での子どもたちの見守り
	地域における託児サービス ファミリーサポートグループ「ゆりかご」が子どもの一時的預かりを実施
	世代間交流活動 交流イベント「メダカの学校」を地域と行政とで開催
地域ささえあい懇談会 ささえあい推進委員会が地域の課題解決のための懇談会を開催	

防災・防犯活動	地域の防災活動 自主防災組織による防災訓練等の活動 (H18年9月現在で8組織)
	地域の防犯活動 ピパオイパトロール隊による巡回活動等

協働のまちづくり指針

平成19年2月発行

編集・発行 / 美唄市総務部地域経営室

〒072 - 0026

北海道美唄市西3条南1丁目1番1号

電話0126 - 62 - 3131 FAX.0126-62-1088

美唄市HP <http://www.city.bibai.hokkaido.jp/>

協働のまちづくり指針

美 唄 市

